

●香川県告示第124号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成31年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第11号
- 2 指 定 年 月 日 平成31年3月26日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字青木乙955番の一部及び同地先水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル
延長 33.66メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。